

■猪狩委員からの質問への回答

No.	質問内容	事務局回答
1	<p>E C I 方式の実績のある工事事例の概要を何とか情報収集(工程、仕様書、資料等)できないでしょうか？</p>	<p>別添資料に前回報告をしました愛知県新城市(国交省モデル事業)の工程等を添付しています。 なお、膨大な資料ですので、詳細な資料については、ホームページアドレスが記載されていますので、新城市ホームページをご参照ください。</p>
2	<p>E C I 方式プロポーザルでの業者選定はどのような基準で選ぶのか？</p>	<p>評価項目については、現在検討しているところですが、新城市では企業の技術力・企業の姿勢等(20%)技術提案・市内経済の活性化対策等(40%)、VE提案(40%)の評価事項となっております。 詳細につきましては、別添資料及び上記のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。</p>
3	<p>基本設計は概算となるので、契約ではなく、約束事になるのではないか？その法的拘束力は？ *最良の場合：概算内・工期内契約締結 *最悪の場合：工期及び概算内での契約不履行、その法的拘束力は？ 悪さがあれば『ごね得等不適切な行為』の問題へ発展する可能性は？</p>	<p>施工予定者は、実施設計時に技術支援を行うことを目的とし、業務委託契約を締結します。 なお、市では、施工予定者が作成したプロポーザル提案書の内容や市、設計者及び施工予定者が積算した工事価格等を検証するため、第三者機関に検証業務を委託する予定です。</p>
4	<p>新築棟と減築・改修棟の2棟は工期が2期に分かれています。これがコストに関して大きなハンディキャップとなっている(物価高騰が予測される中で1期は1年後、2期は2年後の契約となる)。</p>	<p>新築棟、減築改修棟を一括にて工事請負契約を締結する予定で事業を進めています。</p>
5	<p>責任所在がわかりにくいことと、発注者側の設計に関わるリスクが重くなるのでは？</p>	<p>協定書の中で責任分担を明記します。</p>

6	<p>実施設計の設計事務所選定はどのようにするのか？</p>	<p>庁舎整備の本事業にあつては、できる限り早期に工事発注をすることにより経費の削減や工期の短縮を目指しているところですが、現時点では、予算措置もされていないことですので、回答を控えさせていただきます。</p>
7	<p>DB方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体に習って支援アドバイザー委託を含めても工程は以下のとおりではないか？ ・27年度 前半：アドバイザー準備、 後半：実施設計 ・国庫補助金は年度単位で申請すると言う事であれば27年度設計、 28年度工事と分けて契約すればいいのではないか？ 	<p>別添資料「庁舎整備に係る各契約方式のスケジュール案」をご参照ください。</p>